

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法<u>第13条</u>に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)その都度必要と認める時間</p> <p>(6)～(21) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法<u>第13条第1項</u>に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)その都度必要と認める時間</p> <p>(6)～(21) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>